

諮問庁：北九州市長

諮問日：令和 7 年 2 月 18 日（諮問第 194 号）

答申日：令和 7 年 9 月 26 日（答申第 194 号）

答 申 書

第 1 審査会の結論

本審査請求の対象となった行政文書の開示請求につき、全部不開示とした決定は妥当である。

第 2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

令和 6 年 10 月 28 日付け北九文館第 104 号で審査請求人に対して行った行政文書不開示決定の処分（以下「原処分」という。）について、適切な文書を公開することを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書で主張している審査請求の主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 条例においても施行規則においても、行政文書の開示にあたって「当該費用の納付を普額為替、定額小為替又は現金書留」とする旨の定めは無いのに、北九州市文書館は頑なに納入通知書（あるいは納付書）は発行しないので、そのような運用をするように別に定めたものがあることは自明である。
- (2) 北九州市会計室によれば、為替は換金の必要がある（しかも文書館の建物には郵便局が無いのでわざわざ出向く必要がある）上、条例・規則上、「当該費用の納付を普額為替、定額小為替又は現金書留」に限定されるものではないし、むしろ納入通知書（納付書）を発行することに合理性があるとのことであった。
- (3) そうするとやはり、北九州市文書館が頑なに納入通知書（あるいは納付書）は発行しない根拠となる公文書が存在することが明らかである。よって文書を開示すること。
- (4) 処分庁は、北九州市行政文書開示事務処理要領について、「法令ではなく内規である」から開示対象外である旨主張するがこれは完全に失当である。条例第 2 条に定める行政文書の定義において、内規を除く旨はどこにも規定されていない。

第 3 処分庁の説明の要旨

1 審査請求に至る経緯

本件は、令和 6 年 10 月 15 日付けで、審査請求人より北九州市情報公開条例（平成 13 年北九州市条例第 42 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、本件対象文書の開示請求があり、それに対し、同年 10 月 28 日付け北九文館第 104 号で不開示決定を行ったところ、これを不服として同年 11 月 9 日付けで本審査請求が提起されたものである。

2 原処分理由

北九州市長（以下「処分庁」という。）が弁明書及び意見聴取で主張している原処分の主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 審査請求人は、令和 6 年 10 月 15 日付けで条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、処分庁に対して、次の行政文書の開示請求を行った。

請求する行政文書の名称又は内容は、以下のとおりである。

1. 情報公開請求対象文書の開示のための費用（北九州市情報公開条例施行規則第 14 条に規定する費用（当該写しの作成及び送付に要する費用））納入にあたって、納入通知書（あるいは納付書）を発行できる根拠。
 2. 情報公開請求対象文書の開示のための費用（北九州市情報公開条例施行規則第 14 条に規定する費用（当該写しの作成及び送付に要する費用））納入にあたって、納入通知書（あるいは納付書）を発行できない根拠。
- (2) 処分庁は、上記(1)で示す行政文書の開示請求について、令和 6 年 10 月 28 日付けで、行政文書を不開示とする旨の決定を行い、審査請求人に通知した。
 - (3) 審査請求人は、令和 6 年 11 月 9 日付けで、上記不開示決定に対する本件審査請求を提起した。
 - (4) 本件審査請求の争点は、情報公開請求対象文書の開示のための費用の納入にあたって、納入通知書（あるいは納付書）を発行できる根拠、または発行できない根拠に関する文書があるかどうかの点にあるが、次の理由で本件処分は適法である。
 - (5) まず、本市の情報公開における開示の費用に関する法令の定めについては条例第 18 条に費用の負担として、「写しの交付を受けるものは、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。」と規定している。
 - (6) また、北九州市情報公開条例施行規則（平成 14 年北九州市規則第 15 号。以下「規則」という。）第 14 条に写しの作成及び送付に要する費用として、「写しの作成に要する費用の額は、別表のとおりとすること」、「写しの送付に要する費用の額は、当該写しの送付に要する郵送料に相当する額とすること」及び「費用は、写しの交付を受けるとき（写しの送付の場合においては、実施機関が当該行政文書の写しを発送するとき）までに納付しなければならない」旨を規定してい

る。

- (7) このように条例及び規則において、情報公開請求対象文書の交付の費用及びその額についての規定はあるが、納入方法に関する規定はないことから、審査請求人が主張する納入通知書（あるいは納付書）を発行しない根拠となる行政文書は存在しない。
- (8) なお、写しの送付に関する事務取扱として、費用の納付方法を普通為替、定額小為替又は現金書留としていることについては、「北九州市行政文書開示事務取扱要領」に定めがあり、その中で「費用及び郵送料の支払方法は、原則として、費用及び郵送料の合計額を、現金書留、普通為替又は定額小為替により文書館に送付するものとする。定額小為替の場合は、送付金額と費用及び郵送料との差額を切手により返送するものとする。」としており、納入通知書（あるいは納付書）による方法については、記載がないが、この要領は法令ではなく内規であるため、本件開示請求書に記載の納入通知書（あるいは納付書）を発行できる根拠、または発行できない根拠とは考えていない。
- (9) 運用上も、郵便での開示請求の際の費用の送付については、歳入確認に日数を要する等の問題もあるため、納入通知書（あるいは納付書）による方法は行っておらず、現金書留、普通為替又は定額小為替のいずれかの方法での送付を開示請求者にお願いしている。

3 よって、本件処分は適法であるため、本件審査請求の棄却を求めるものである。

第4 審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、審議を行った。

- | | | | |
|---|------|-------|---------------|
| ① | 令和7年 | 2月18日 | 諮問の受付 |
| ② | 令和7年 | 5月27日 | 審議 |
| ③ | 令和7年 | 7月1日 | 処分庁からの意見聴取、審議 |
| ④ | 令和7年 | 7月30日 | 審議 |
| ⑤ | 令和7年 | 9月12日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

当審査会は、審査請求の対象となった本件対象文書の不開示決定について、審査請求人及び処分庁の主張を具体的に検討した結果、以下のとおり、判断する。

1 本件開示請求について

本件開示請求に基づき、処分庁は本件対象文書について、行政文書の不存在を理由として不開示するとの決定を行ったが、審査請求人はそれを不服とし、更に本件

対象文書の開示を求めていることから、以下、検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 本件対象文書について、審査請求人は、条例及び規則において、行政文書の開示にあたり、費用の納付を普通為替、定額小為替及び現金書留とする定めがないのに納付書を発行しないのは、別に定めがあるのは自明である等主張している。
- (2) これに対して、処分庁は、費用の納付方法については、条例及び規則に関する規定はなく、運用で定めていること、また、その運用は、北九州市行政文書開示事務処理要領に定めをしているが、当該要領は内規であり、法令等の根拠とは考えていないことから、対象文書として特定せず、行政文書の不存在を理由として不開示とした旨主張している。

なお、当該要領は、処分庁の弁明書の添付書類として既に審査請求人に送付されている。

- (3) 当審査会においても、条例及び規則に費用の納付方法に関する根拠規定はなく、費用の納付方法に関する記載あるものは、北九州市行政文書開示事務処理要領のみであることを確認している。

当該要領のような内規は条例や規則とは異なり根拠規定ではなく、また、他に根拠規定となりうる条例や規則が存在することをうかがわせる特段の事実も存しないことから、処分庁が不開示決定を行ったことについて、違法又は不当な点は認められないというべきである。

- (4) なお、審査請求人は、令和 7 年 2 月 1 日付けの反論書において、北九州市行政文書開示事務処理要領について、法令ではないとして当該要領について開示対象外である旨の処分庁の主張につき、完全に失当であると指摘しており、これは原処分において同要領を開示すべきであったとの主張とも読めるが、そもそも審査請求人が開示を求めていたのは、納付書による納付ができるとする根拠又はできないとする根拠であって、当該要領には納付書による納付については全く定められてないことからすると、請求に係る文書には該当しないものであることは明らかである。よって、審査請求人の上記主張は、採用することはできない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の前記判断を左右するものではない。

5 まとめ

以上のことから、本件処分に違法又は不当な点は見受けられず、本審査請求にはその理由がないため、前記第 1 のとおり判断する。

北九州市情報公開審査会

会長	阿 野 寛 之
委員	神 陽 子
委員	熊 谷 美佐子
委員	仲 野 宏 子
委員	中 村 智 美